

## 文京区介護サービス事業者連絡協議会要綱

11 文福介発第 4 号	平成 11 年 5 月 10 日	決定
11 文福介発第 217 号	平成 12 年 3 月 24 日	改正
15 文介介第 70 号	平成 15 年 4 月 10 日	改正
17 文介介第 1700 号	平成 18 年 3 月 15 日	改正
19 文介介第 2130 号	平成 20 年 4 月 1 日	改正
25 文福介第 10341 号	平成 26 年 1 月 16 日	改正

### (目的)

第1条 この要綱は、文京区(以下「区」という。)の区域内で介護保険法(平成9年法律第123号)第2条に規定する居宅サービス及び施設サービスその他介護に関連するサービス(以下「介護サービス」という。)を提供し、又は提供しようとする事業者(所)(以下「事業者」という。)相互間及び事業者と区との間の連携の確保を図り、サービスの質の向上や、利用者の自立につながる介護サービスの提供が行われるよう、文京区介護サービス事業者連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設置し、その運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (連絡又は協議の事項)

第2条 連絡協議会は、介護保険に係る次に掲げる事項について連絡し、又は協議する。

- (1) 区及び事業者相互間の連携の確保に関すること。
- (2) 区及び事業者相互間の情報及び意見の交換に関すること。
- (3) 介護サービスの種類、提供量等に関すること。
- (4) 文京区地域包括ケア推進委員会の事業者代表の選任に関すること。なお事業者代表は正会員とする。
- (5) その他介護保険制度の運営に関して必要なこと。

### (構成員)

第3条 連絡協議会は、参加の申し出のあった事業者のうち、会長が参加の必要があると認めた事業者及び区の職員によって構成する。また会員の区分を以下のように定め、同一住所地で事業を実施している事業者を一会員事業者とする。

- (1) 正会員 区内事業者
- (2) 準会員 区外事業者

- 2 会員の登録申し込みをする場合、また変更があった場合は、別紙様式1によりすみやかに届け出るものとする。
- 3 退会するときは、様式2より届け出るものとする。

### (会長及び副会長)

第4条 連絡協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は文京区福祉部長の職にある者とし、副会長は会長が指名する者とする。
- 3 会長は連絡協議会の会務を総理し、連絡協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 連絡協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、連絡協議会の構成員以外の者を会議に出席させて、説明を求め又は意見を述べさせることができる。

### (部会)

第6条 会長が必要があると認めたときは、連絡協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に関して必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第7条 連絡協議会の庶務は、文京区福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年1月16日から施行する。